| 【新】改正後大阪府国民健康保険運営方針 | 【旧】現行大阪府国民健康保険運営方針 |
| --- | --- |
| 序章　（略）第一章　（略）第１　（略）第２　（略）　　１　標準的な保険料算定方式（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分及び子ども・子育て支援納付金分）　　２　（略）　３　（略）　　　（１）　（略）　　　（２）　後期高齢者支援金分、介護納付金分及び子ども・子育て支援納付金分　　４―７　（略）第３―第４　（略）第二章・第三章　（略）序章　（略）第１　（略）１　（略）２　（略）３　（略）　　令和５年12月19日（令和７年12月○日一部改定）４　（略）５　（略）第２　（略）第一章　（略）第１　（略）第２　（略）１　標準的な保険料算定方式（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分及び子ども・子育て支援納付金分）都道府県は、標準的な保険料算定方式や市町村規模等に応じた標準的な収納率等、市町村が保険料率を定める際に必要となる事項の標準を定めるとともに、当該標準設定に基づき、市町村標準保険料率を算定して示すことにより、標準的な住民負担の「見える化」を図ることとなっている。そこで、府における標準的な保険料算定方式について、次のとおり定める。　　①　標準的な保険料算定方式　　　　３方式（ただし、介護納付金分保険料及び子ども・子育て支援納付金分保険料は２方式）　　②・③　（略）　　④　賦課限度額　　　　医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分及び子ども・子育て支援納付金分とも、施行令で定める額（府が毎年度、国保法第82条の３第１項の規定による市町村標準保険料率を　　　　算定し、同条第３項に基づく通知を行う日において施行されていた施行令で定める賦課限度額）２　（略）３　（略）（１）　（略）（２）後期高齢者支援金分、介護納付金分及び子ども・子育て支援納付金分　　　原則として、上記（１）④から⑨と同様の考え方により按分する（介護納付金分及び子ども・子育て支援納付金分の応益分については、保険料算定方式を踏まえて対応）。　　　後期高齢者支援金分、介護納付金分及び子ども・子育て支援納付金分については、そもそも「医療費」の概念がないため、上記（１）①及び②は対象外となる。 | 序章　（略）第一章　（略）第１　（略）第２　（略）　１　標準的な保険料算定方式（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分）　２　（略）　３　（略）　　　（１）　（略）　　（２）後期高齢者支援金分・介護納付金分　　４―７　（略）第３―第４　（略）第二章・第三章　（略）序章　（略）第１　（略）１　（略）２　（略）３　（略）　　令和５年12月19日４　（略）５　（略）第２　（略）第一章　（略）第１　（略）第２　（略）１　標準的な保険料算定方式（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分）都道府県は、標準的な保険料算定方式や市町村規模等に応じた標準的な収納率等、市町村が保険料率を定める際に必要となる事項の標準を定めるとともに、当該標準設定に基づき、市町村標準保険料率を算定して示すことにより、標準的な住民負担の「見える化」を図ることとなっている。そこで、府における標準的な保険料算定方式について、次のとおり定める。　　①　標準的な保険料算定方式　　　　３方式（ただし、介護納付金分保険料は２方式）　　②・③　（略）　　④　賦課限度額　　　　医療分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分とも、施行令で定める額（府が毎年度、国保法第82条の３第１項の規定による市町村標準保険料率を算定し、同条第３項に基づく通　　　　知を行う日において施行されていた施行令で定める賦課限度額）２　（略）３　（略）（１）　（略）（２）後期高齢者支援金分・介護納付金分　　　原則として、上記（１）④から⑨と同様の考え方により按分する（介護納付金分の応益分については、保険料算定方式を踏まえて対応）。　　　後期高齢者支援金分及び介護納付金分については、そもそも「医療費」の概念がないため、上記（１）①及び②は対象外となる。 |